

特別事業計画の変更の認定申請について

2025年3月7日
東京電力ホールディングス株式会社

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、2024年4月26日に認定を受けた特別事業計画の変更について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」）の運営委員会による議決を経て、本日、機構と共同で主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）に対して認定申請いたしました。

なお、特別事業計画の変更内容につきましては、主務大臣による認定を受け次第、速やかにお知らせいたします。

以 上